

平成20年6月16日

「ダガーナイフ」の製造、販売及び輸入の自粛 並びに犯行予告の通報等の要請について

経済産業省は、6月8日に起きた秋葉原における無差別殺傷事件の重大性を踏まえ、本日、警察庁と連携して、幅広い関係業界に対して、

- ①凶器として使用されるおそれのある刃物の製造・販売・輸入の実態調査及び報告、
- ②ダガーナイフの製造・販売・輸入の自粛、
- ③その他の凶器として使用されるおそれのある刃物を販売する際の身分確認等を要請しました。

併せて、インターネット関連事業者・団体に対しては、犯行予告等の情報がウェブサイト上に掲載されたことを知った際の警察への通報を要請しました。

今後、把握された販売実態等を踏まえて、警察庁等と連携しつつ、さらなる対策を検討してまいります。

本日の要請の詳細は、別添資料のとおりです。

資料1 「ダガーナイフ」の製造、販売及び輸入の自粛等について（要請）

資料2 要請先関係業界一覧

※ダガーナイフの販売自粛等については、警察庁でも広報しているので、参考までにお知らせします。

（本発表資料のお問い合わせ先）

製造産業局参事官 井内 撰男

担当者： 藤本、 甲元（こうもと）

電話：03-3501-1511（内線 3641～4）

03-3501-1689（直通）